

島田市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

I ガイドライン策定の趣旨

島田市では、「島田市防犯まちづくり条例（平成23年4月1日施行）」に基づき、市、市民、自治会等及び事業者等と協働し、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めてきました。市内の犯罪発生件数は年々減少しており、地域の防犯意識の高まりによる成果といえます。

市では、人の目による見守り合いを基本とした、犯罪の起きにくい防犯まちづくりを推進していますが、人の目が行き届かないところでは、街頭防犯カメラを設置することは犯罪の防止に有効といえます。

その一方、人には、自己の容ぼうや行動等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーの権利として憲法第13条（個人の尊重）により保障されています。街頭防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーを侵害することがないように、十分留意することが必要です。

このガイドラインは、街頭防犯カメラの有効性とプライバシー保護の調和を図るため作成しました。地域の防犯活動の補完的な役割として街頭防犯カメラを設置される場合は、このガイドラインを十分に理解していただき、適正な設置及び運用に留意していただくようお願いいたします。

II 対象となる街頭防犯カメラ

1 街頭防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、公共空間に向けて、特定の場所に常設するカメラで、画像の表示及び記録のために必要な関連機器で構成される装置をいいます。

2 画像

街頭防犯カメラにより撮影され又は記録された画像であって、当該画像から特定の人物を識別することができるものをいいます。

3 公共空間

道路、公園、広場、駐車場、地下道など、不特定多数の人が自由に利用又は通行できる野外の空間をいいます。金融機関の店舗、小売店舗、レジャー施設、ホテル、鉄道等の施設は除きます。

III 街頭防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項

1 設置場所及び撮影範囲

街頭防犯カメラの設置及び運用にあたっては、防犯効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影範囲は必要最小限の範囲としてください。また、住宅などの私的空間が映り込まないように、カメラの向きや角度を調整してください。

2 管理責任者及び操作担当者の指定

防犯カメラは、その運用を誤まれば、個人のプライバシーの侵害につながります。

設置者等は街頭防犯カメラを設置及び運用するにあたって、適正な管理を図るため、管理責任者を指定してください。

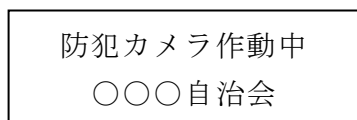
また設置者等は、必要に応じて、街頭防犯カメラ、モニター、録画装置、付属機器等の操作を行う取扱担当者を指定してください。

管理責任者及び取扱担当者以外は当該機器を操作しないようにしてください。

3 街頭防犯カメラ設置の表示

街頭防犯カメラの設置にあたっては、防犯効果を高めるとともに、プライバシーの保護を図るため、あらかじめ街頭防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、撮影範囲内や周辺の見やすい場所に、街頭防犯カメラの設置者等をわかりやすく表示してください。

表示例



4 画像データの保存・取扱い

画像が外部に漏れないように、次の事項に留意し、適正な管理を行ってください。

(1) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、改ざん、滅失、き損、流出等の防止その他安全管理を徹底するため、保存期間は、おおむね1箇月以内で必要最小限の期間としてください。

(2) 画像データ等の厳重な管理

街頭防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体(DVD、SDカード等)やパソコンについては、盗難や管理責任者及び操作担当者以外の視聴防止のため、施錠のできる室内又は保管庫等で管理し、画像の複写及び加工、外部への持ち出しはしないでください。

(3) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、速やかかつ確実に消去してください。

記録媒体等を廃棄する場合は、画像データの漏えい、改ざん、滅失、き損、流出等の防止のため、記録された画像の読み取りができないよう、破碎、裁断等の処理を行ってください。

(4) 秘密の保持

街頭防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者は、画像及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしたり、不正に使用したりしないでください。

なお、管理責任者及び取扱担当者でなくなった後においても同様とします。

5 画像データ等の外部提供

画像及び画像データは、次のいずれかの場合を除き、第三者への提供はしないものとします。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 警察等捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合。
ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書によるものとします。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- (4) 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合。
ただし、提供する画像データは保存期間内のものとし、当該画像に本人以外の者が映っていた場合は、その者の画像を除去した後に提供してください。

6 苦情等への対応

設置者等は、街頭防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応してください。

Ⅲ 設置及び運用規程の作成について

設置者等は、このガイドラインの留意事項に基づき、街頭防犯カメラの設置及び運用を適正に行うため、設置及び運用規程を作成してください。

また、街頭防犯カメラの管理業務を事業者に委託する場合は、委託事業者に対し、当ガイドラインで示した留意事項の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置及び運用を徹底させるようにしてください。

「設置及び運用規程」の参考例

□□□□ 街頭防犯カメラ設置及び運用規程

1 趣旨

この規程は、□□□□が設置する街頭防犯カメラについて、プライバシー保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

街頭防犯カメラは、□□□□地区における犯罪の防止のために設置するものとする。

3 設置概要

- (1) 街頭防犯カメラは、別図の場所に△△台設置する。
- (2) モニター、録画装置及びその他機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

所在地	
建物等名称	

4 管理責任者等

- (1) 街頭防犯カメラの適正な設置と運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は○○○○とする。
- (3) 管理責任者は、街頭防犯カメラの操作を行う操作担当者を置くことができる。
- (4) 操作取扱者は△△△△とする。(または「管理責任者が指定した者とする」)。

5 管理責任者等の責務

- (1) 街頭防犯カメラの適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシー保護を図らなければならない。
- (2) 街頭防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報を漏らしたり、不正に使用したりしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

6 設置の表示

設置者は、街頭防犯カメラの周辺や見やすい場所に、次の事項を表示する。

- (1) 「防犯カメラ作動中」等の街頭防犯カメラを設置している旨
- (2) 設置者の名称

7 画像の保存及び取扱い

- (1) 画像の保存期間は、●●とする。
- (2) 画像等は撮影時のままで保存し、加工してはならない。
- (3) 画像が記録された媒体は施錠できる室内又は保管庫等で管理し、管理責任者の許可なく外部へ持ち出してはならない。

- (4) 保存期間が終了した画像等は、速やかかつ確実に消去するものとする。
- (5) 記録媒体を廃棄する場合は、記録された画像の読み取りができないよう、破碎や裁断等の処理を行う。

8 画像の利用及び提供の制限

画像及び画像データは、次のいずれかの場合を除き、第三者への提供はしないものとする。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 警察等の捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合。
ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書によるものとする。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- (4) 本人の同意がある場合、又は本人へ提供する場合。

9 苦情等の対応

設置者等は、街頭防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

10 その他

- (1) 設置者等は、街頭防犯カメラ機器の維持管理及び廃止後の撤去に関して、適切に対処するよう努めなければならない。
- (2) この規程に記載されていない事項については、「島田市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

【このガイドラインに関するお問い合わせ先】

島田市 地域生活部 生活安心課 交通防犯係

電話 0547-36-7144

E-mail anshin@city.shimada.lg.jp

(令和3年4月作成)